

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市クリーンエネルギー導入促進補助金
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	地球温暖化の防止及び災害に強い島づくりを推進するため、太陽光発電設備、蓄電池設備、V2H充電設備、充電インフラ設備、高効率エネルギー設備、薪ストーブの導入に係る経費の一部を補助する。
補助事業者	個人、法人 ※太陽光発電、蓄電池、V2H充電設備は、東北電力あおぞらチャージサービスも対象とする。 ※太陽光発電設備は蓄電池、V2H充電設備又は国CEV補助金の電気自動車併せて導入する者を対象とする。 ※蓄電池、V2H充電設備は、太陽光発電設備を既に導入している、又は併せて導入する者を対象とする。
補助対象経費	【①太陽光発電設備】設備の購入費用（3kw以上） 【②蓄電池設備】設備の購入費用（3kwh以上） 【③V2H充電設備】設備の購入費用又は国CEV補助金（本体機器分）の交付上限額のいずれか少ない方 【④充電インフラ設備】設備の購入費用又は国充電インフラ補助金（本体機器分）の交付上限額のいずれか少ない方 【⑤高効率エネルギー設備】設備の購入費用（本体機器及び配管材分） 【⑥薪ストーブ】設備の購入費用（本体機器及び配管材分）
類似補助の有無	無 ----- ○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	【①太陽光発電設備】太陽電池容量1kwあたり3万円（上限20万円） 【②蓄電池設備】蓄電容量1kwhあたり3万円（上限30万円） 【③V2H充電設備】対象経費の1/2以内（上限37.5万円） ※①②③において、あおぞらチャージサービス利用者には補助金分を利用料等から減額する。 【④充電インフラ設備】対象経費の1/2以内（上限 普通充電器17.5万円、急速充電器30万円） 【⑤高効率エネルギー設備】対象経費の1/2以内（上限20万円） 【⑥薪ストーブ】対象経費の1/2以内（上限15万円） ----- ○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	同上 ----- ○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化 【太陽光発電設備】10件 【蓄電池設備】15件 【V2H充電設備】2件 【充電インフラ設備】6件 【高効率エネルギー設備】10件 【薪ストーブ】5件 ----- ○目標に対する費用対効果（計算式）

	算出不可 ----- ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 再生可能エネルギーの有効活用と災害時の電源確保を図ることを目的とした補助事業のため。
補助制度開始	令和5年4月1日
見直し時期	令和6年9月30日
補助終期	令和7年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） ホームページ等で募集案内
事業担当	（担当部署） 企画部総合政策課地域エネルギー係
	（電話番号） 0259-63-3802